

# 10 印 紙 税

(1) 課 税 状 況

(参 考)

区 分	税 額	納税人員
	千円	人
税 印 押 な つ (法第9条関係)	92,956	2,136
印紙税納付計器の使用によるもの (法第10条関係)	19,619,093	14,703
書 式 表 示 (法第11条関係)	64,020,576	60,431
預金通帳の一定時納付によるもの (法第12条関係)	20,980,380	233
計	104,713,005	77,503
充 当 税 額	393,578	—
差 引 計	104,319,427	—
加 算 税	過 少 申 告	4,364
	無 申 告	6,830
	重	0
過 怠 税	1,656,702	件
還 付 金 額	1,140,240	
印 紙 税 納 付 計 器	設 置 者 数	4,641 人
	設 置 台 数	6,617 台

印紙税の税率  
課税文書1通又は1冊につき

- 不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書等
  - 契約金額1万円未満 非課税
  - " 1万円以上 200円~600,000円
  - 契約金額のないもの 200円
- 請負に関する契約書
  - 契約金額1万円未満 非課税
  - " 1万円以上 200円~600,000円
  - 契約金額のないもの 200円
- 約束手形又は為替手形
  - 手形金額のないもの } 非課税
  - " 10万円未満 }
  - " 10万円以上 200円~200,000円
- 株券、社債券等 200円~20,000円
- 合併契約書等 40,000円
- 定款 40,000円
- 継続的取引の基本となる契約書 4,000円
- 預貯金証書 200円
- 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券 200円
- 保険証券 200円
- 信用状 200円
- 信託行為に関する契約書 200円
- 債務の保証に関する契約書 200円
- 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書 200円
- 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書 200円
- 配当金領収証又は配当金振込通知書 200円
  - 配当金額3千円未満 非課税
- 金銭又は有価証券の受取書
  - 受取金額3万円未満 } 非課税
  - 営業に関しないもの }
  - 受取金額3万円以上 200円~200,000円
- 預貯金通帳等 200円
- 金銭又は有価証券の受取通帳等 400円
- 判取帳 4,000円

※ 平成9年4月1日から平成15年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書には、軽減措置が設けられている。

調査期間：平成14年4月1日から平成15年3月31日

留意事項

印紙税は、原則として契約書や領収書等に相当額の印紙を貼り付けて納税することになっているが、収入印紙は印紙税納付のために限らず、例えば登録免許税等の国税及び国に対する諸手数料の納付等にも使用される。しかし、株券・債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙はり付けによる手数を省くため、例外的に印紙税相当額を現金で納付することが認められている。

したがって、当表における「法第9条~12条」の計数は、いずれも現金納付の方法によったものの課税状況を示したものである。

(2) 税 額 の 累 年 比 較

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	千円	千円	千円	千円	千円
税 印 押 な つ (法第9条関係)	84,670	124,590	123,721	96,661	92,956
印紙税納付計器の使用によるもの (法第10条関係)	24,848,546	22,388,019	22,306,097	20,705,287	19,619,093
書 式 表 示 (法第11条関係)	64,018,544	65,386,487	65,609,220	66,005,720	64,020,576
預金通帳の一定時納付によるもの (法第12条関係)	21,053,752	21,218,390	21,454,880	18,958,099	20,980,380
充 当 税 額	651,562	551,438	432,360	395,648	393,578
差 引 計	109,353,950	108,566,048	109,061,558	105,370,119	104,319,427